

# 令和7年分所得申告相談に向けた 経費等事前計算会開催のお知らせ

田子町では、令和7年分所得申告相談を2月13日から実施いたします。

そのため、申告する際に必要な農業や営業の収入、経費、医療費控除等の計算が不安な方向けに、今年も事前計算会を以下のとおり実施いたしますので、ご予約のうえ是非ご利用ください。

なお、昨年と同様に申告期間中は所得申告会場内の経費等の計算受付は停止させていただきます。

## 日程

○期間：令和8年1月13日（火）～2月6日（金）（土日祝日は除きます）  
午前9時～11時 午後1時～4時

○対象者：ご自身で経費等計算が不安な方（医療費控除等の計算も含みます）

○申込方法：混雑回避のため、あらかじめ希望日前日の正午までに役場税務課へお電話でご予約をお願いいたします。

※ご予約状況により、ご希望に添えかねることもございます。  
ご予約をされていない状態で来庁された場合、その日にご案内が  
できない場合もございますのでご了承ください。  
計算受付最終日付近は早めに予約が埋まる可能性がございます。

○用意するもの：当用紙・売上が分かる書類・経費として支払った領収書や  
レシート（お店ごとではなく裏面の項目ごとに分ける必要があります。）・病院から発行された領収書など

※事前計算会で給与支払報告書を作成および提出される場合は  
給与を支払った方（給与所得者）の住所（番地まで）・生年月日・  
個人番号が分かる書類も必ずご持参ください。

○会場：役場第2会議室または第3会議室  
※ご来庁の際は、税務課窓口へお声がけください。

☆医療費控除の計算をご自身でされる方へ☆  
医療費につきましては、領収書を人ごとに分けた後、さらに病院や薬局ごとに分けてそれぞれ  
計算をお願いいたします。

詳しくは役場ホームページに掲載されている医療費控除の明細書【内訳書】をご覧ください。



所得申告相談期間を迎える前に経  
費等の計算をしておきましょう！

## 記帳や帳簿などの保存の必要性

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、日々の取引の状況を記帳し、帳簿や書類を一定期間保存する必要があります。

### ◇白色申告の場合

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法廷帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

今年の確定申告もマイナンバーが必要になります。所得申告相談には必ずマイナンバーカードをご持参ください。

※個人番号を書いたメモでは受付できませんのでご注意ください。

### マイナンバーカードをお持ちの方は・・・



マイナンバーカードのみで可

### マイナンバーカードをお持ちでない方は・・・



マイナンバーカードのいずれか一つ



マイナンバーカードのいずれか一つ



運転免許証

障害者手帳

パスポート

ご予約・お問い合わせ先  
田子町役場 税務課税務グループ  
TEL: 0179-20-7112(直通)  
(開庁時間 8時15分～17時)

この紙は大事な資源物です。

雑紙収集